

議案第 59 号

伊賀市食肉センター施設整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

伊賀市食肉センター施設整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 30 年 3 月 9 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市食肉センター施設整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例

(目的)

第 1 条 伊賀市食肉センター施設の整備及び閉鎖後の解体等の経費に充てるため、伊賀市食肉センター施設整備等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、伊賀市食肉センター特別会計予算（以下「予算」という。）に定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、第 1 条に定める基金の設置目的に従い必要と認めるときは、基金の全部

又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及びこの条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。